

旧	新
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(研究経費の支払)</p> <p>第 8 条 乙は、表記契約項目表 10.に掲げる研究経費を、甲の発行する請求書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。</p> <p>2 乙が前項に規定される支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、<u>その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を、甲は乙に対して請求できるものとする。</u>乙は甲からの請求があった場合、これに応じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(研究経費の支払)</p> <p>第 8 条 乙は、表記契約項目表 10.に掲げる研究経費を、甲の発行する請求書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。</p> <p>2 乙が前項に規定される支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、<u>甲は乙に対し、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条及び第 419 条で規定する法定利率の割合による延滞金を請求できるものとする。</u>乙は甲からの請求があった場合、これに応じなければならない。</p>